

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	横浜港臨港道路（南本牧はま道路）緊急復旧工事
工事概要	本工事は、令和元年度台風15号により被災した横浜港臨港道路（南本牧はま道路）において、橋梁上部工（VIP1～VIP3区間）の撤去工、工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、橋梁付属物工、標識工、道路付属施設工の施工及び、PC棧橋の撤去工、PC橋工、橋梁付属物工、舗装工、区画線工、標識工、道路付属物工を施工するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 加藤 雅啓 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
契約年月日	令和元年11月14日
契約業者名	五洋建設（株）東京土木支店
契約業者の住所	東京都文京区後楽2-2-8
契約金額（消費税込み）	83,050,000
予定価格（消費税込み）	83,237,000
随意契約によることとした理由	<p>横浜港の国有港湾施設である「南本牧はま道路」は、大水深コンテナターミナルが集中する南本牧ふ頭と本牧ふ頭を接続するとともに、南本牧ふ頭と首都高湾岸線を直結することで、物流の効率化を通じた国際競争力の強化を図るために整備し、平成29年3月4日に供用を開始した臨港道路であり、横浜港と背後圏の間、並びに港内を流動する物流関連車両の交通の円滑化、産業立地環境の向上と物流コストの低減、首都圏をはじめとする産業の国際競争力の強化に資するものとして機能を十分に発揮してきたところである（交通の円滑化の一例として、南本牧ふ頭地区～本牧ふ頭地区間の車両の走行時間を4割短縮することが可能となった。）。</p> <p>また、南本牧ふ頭へのアクセス道路が複線化されることで港湾物流関連車両の動線が確保されたため、事故や災害の発生時においてもコンテナターミナルの機能が良好に確保されるといったメリットを生み出している。</p> <p>さらに、南本牧ふ頭地区では、近年のコンテナ船の大型化及びコンテナ貨物量の増加に対応し、円滑な物流を確保するために整備を進めてきたMC4コンテナターミナルが完成を目前に控え、益々、南本牧ふ頭地区の利用率が高まり、交通量の増大が見込まれている。</p> <p>このような中、令和元年9月9日に発生した台風15号により、「南本牧はま道路」が被災し、使用に堪えない程の重大な損傷を受けたところである。当該施設の機能が麻痺し、コンテナ輸送力が大幅に低下した状態を一刻も早く回避する必要があるため、本工事は緊急的に対応する必要がある。</p> <p>このため、予め「災害時の応急対策業務等に関する協定書（平成28年3月23日付）（以下「協定書」という。）」を取り交わしている一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。</p> <p>対応可能な会員の報告をもとに、協定書第6条（業務の実施体制等）により、工事の内容及び使用可能な資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本工事の対応者を五洋建設（株）東京土木支店に特定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、緊急の必要により随意契約するものである。</p> <p>なお、本契約手続きは、災害時の緊急対応の充実強化を法改正の理念の一つとして、令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」第7条（発注者等の責務）に基づき実施するものである。</p>
工事場所	神奈川県横浜市中区かもめ町地先
工事種別	空港等土木工事
工期（自）	令和元年10月10日
工期（至）	令和2年3月31日
備考	